

## J - クレジット制度 モニタリング・算定規程（排出削減プロジェクト用）(案) の概要

### 1 . 目的

プロジェクト実施者が、排出削減量を適切にモニタリング及び算定するために従うべき事項を定めることを目的とする。

### 2 . モニタリング方法の分類

すべてのモニタリング項目を以下の2つに大別する。

- 活動量：モニタリング項目のうち、生産量、電力量、燃料使用量等排出活動の規模を表す指標
- 係数：モニタリング項目のうち、排出係数、単位発熱量、物性値、エネルギー使用原単位等排出活動の強度を表す指標

### 3 . 活動量のモニタリング方法

活動量のモニタリング方法は以下のとおり分類される。プロジェクト実施者は、方法論で指定されている場合を除き、モニタリングする活動量ごとにモニタリング方法を任意に選択することができる。

- 購買量に基づく方法（分類 A）
  - ✓ 燃料供給会社が計測した供給量（プロジェクト実施者の使用量）を伝票等によって把握する。
- 計量器による実測に基づく方法（分類 B）
  - ✓ プロジェクト実施者自らが計量法に基づいた計量器によって把握する。
- 概算等に基づく方法（分類 C）
  - ✓ 概算等（例：電力使用量を「定格電力×稼働時間」で把握。）によって把握する。本分類を適用する場合は、原則として、実際の値と比較して保守的な値となるようなモニタリング方法でなければならない。

### 4 . 係数のモニタリング方法

係数のモニタリング方法は、以下のとおり分類される。なお、モニタリング項目によって選択できる分類は異なる。

- 実測に基づく方法（分類 ）
  - ✓ 原則として、JIS 準拠の試験方法により把握する。
- 第三者からの提供値を利用する方法（分類 ）
  - ✓ 燃料供給会社から提供された資料等によって把握する。
- デフォルト値を利用する方法（分類 ）
  - ✓ 本規程又は方法論で示されている値を利用する。

#### （1）化石燃料のデフォルト値

ばらつきが大きい固体燃料及び都市ガスについては、燃料供給会社からの係数を用いなければならない（プログラム型プロジェクトの場合は除く）。その他の化石燃料については、以下のデフォルト値を利用することができる。

- 単位発熱量：「総合エネルギー統計（資源エネルギー庁）」で用いられている値
- CO<sub>2</sub> 排出係数：「日本国温室効果ガスインベントリ報告書（温室効果ガスインベントリオフィス）」で用いられている値

## (2) 電力のデフォルト値

電力の排出係数は、供給を受ける電気事業者によらずデフォルト値を用いる。

デフォルト値は、全電源平均排出係数又は移行限界電源方式（一定の移行期間を設定したうえで、限界電源排出係数（以下「限界電源」という。）及び全電源平均排出係数（以下「全電源」という。）を併用する方式）とし、その適用はプロジェクト実施者が選択することができる。

移行限界電源方式の移行関数には既存制度と同じ、0～1年（限界電源）、1～2.5年（全電源と限界電源の平均値）、2.5年～（全電源）を用いる。

全電源には、電気事業連合会が毎年発表する「電気事業における環境行動計画」における調整後排出係数（「地球温暖化対策の推進に関する法律」で定められた方法により京都メカニズムクレジット等を反映したもの）の値（受電端）を適用する。

限界電源には、「小規模電源の導入等により代替される系統電力の排出係数の計算結果について」の考え方を基に、公表されている最新の「電力需給の概要」から算定した値（受電端）を適用する。

## 5. プログラム型プロジェクトにおけるモニタリング

プログラム型プロジェクトにおける個々の排出活動のモニタリングについては、サンプリング手法を適用することができる。

サンプリングの精度としては、「90%信頼区間かつ標本誤差±10%」を満たすこととする。

以上